

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 の施行の状況

平成26年10月30日
環 境 省
農林水産省

目 次

1. はじめに	1
2. ペットフード安全法の概要	2
(1) 法律の目的	2
(2) 定義	2
(3) 法律の概要	3
3. 基準・規格の設定	4
(1) 基準等の設定に関する基本的な考え方	4
(2) 成分規格及び製造の方法の基準	6
(3) 表示の基準	7
4. ペットフード安全法の周知	8
(1) 関係者へ周知するための期間の設定	8
(2) 説明会の開催	8
(3) 事業者や飼い主への周知	8
①事業者向けマニュアル等の作成	8
②飼い主向けリーフレット等の作成	8
5. 指導及び立入検査	10
(1) 製造業者等に対する指導及び立入検査	10
(2) 小売店に対する指導及び調査	12
(3) ペットフード公正取引協議会による取組	13
6. 安全関連情報の収集・提供	13
(1) 情報収集の体制	13
①事業者からの情報収集	13
②動物病院からの情報収集	13
③飼い主からの情報収集	13
④海外からの情報収集	14
(2) 緊急情報（アラート）等の発信	14

7. 飼い主への普及啓発	1 4
(1) パンフレット	1 5
(2) ポスター	1 5
(3) DVD	1 5
(4) ホームページ	1 6
(5) その他	1 6
8. 事業者による自主的な取組	1 6
(1) 製造及び表示に関する自主基準等の制定	1 6
①「安全なペットフードの製造に関する実施基準」の制定	1 6
②ペットフード表示のための添加物便覧の発行	1 6
(2) 資格制度等の創設	1 6
①ペットフード安全管理者認定制度	1 6
②ペットフード販売士認定制度	1 6
③ペットフード／ペットマナー検定	1 7
(3) ペットフードの表示に関する公正競争規約の普及	1 7
(4) 飼い主への普及啓発	1 7
9. 今後の対応方向	1 7

(参考資料)

1. 販売用愛玩動物用飼料の成分規格等
2. 愛玩動物の範囲の検討
3. リコール情報の提供
4. 有識者から頂いたご意見
5. 事業者向けリーフレット「ペットフードの安全確保のために」
6. 飼い主向けリーフレット「ペットフード安全法のあらまし」
7. 飼い主向けリーフレット「知って納得！ペットフードの表示」
8. 飼い主向けリーフレット「飼い主のためのペットフード・ガイドライン」
9. ペットフード安全管理者認定制度の概要
10. ペットフード販売士認定制度の概要

1. はじめに

近年、犬や猫を飼う人が年々増加し、愛がん動物用飼料の安全性に対する関心が高まっている中、平成19年、米国において化学物質のメラミンが混入したペットフードが原因となり、犬や猫への深刻な健康被害が数千頭規模で発生した。このため、平成19年8月、農林水産省と環境省は共同で、有識者からなる「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置した。この研究会では、ペットフードの安全を確保するための方策について幅広く議論され、同年11月、ペットフードの安全確保上の課題と対応のあり方がとりまとめられ公表された。

このとりまとめでは、動物愛護の観点からペットフードの安全確保は緊急に取り組むべき課題であり、そのためには、事業者及び民間団体の自主的な取組が重要であるとする一方、自主的取組には強制力がなく、すべての事業者の取組を担保できないこと、予期せぬ事故等に対し緊急に実効性のある対策が打てない可能性があることから、法規制の導入が必要であると提言された。

この提言を受けて、両省は協力して急ピッチで法制化の作業を進め、翌平成20年3月には国会へ新法が提案され、全会派の賛成により、同年6月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。

その際、附則第4条により、この法律の施行後5年を経過した場合、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

本資料は、平成26年6月に法の施行後5年を迎えるに当たり、附則第4条を踏まえ、法の施行状況を確認し、更には今後の対応方向について取りまとめたものである。

2. ペットフード安全法の概要

法律の目的、用語の定義及び概要は次のとおり。

(1) 法律の目的

ペットフードの製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

(2) 定義

「愛がん動物」とは、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（平成20年政令第366号）において、犬及び猫が指定されている。これは、

① ペットフードの出荷量に占める動物種の割合を見ると、犬用が約60%、猫用が約34%であり、大多数を占めていること（平成18年度ペットフード工業会調査）

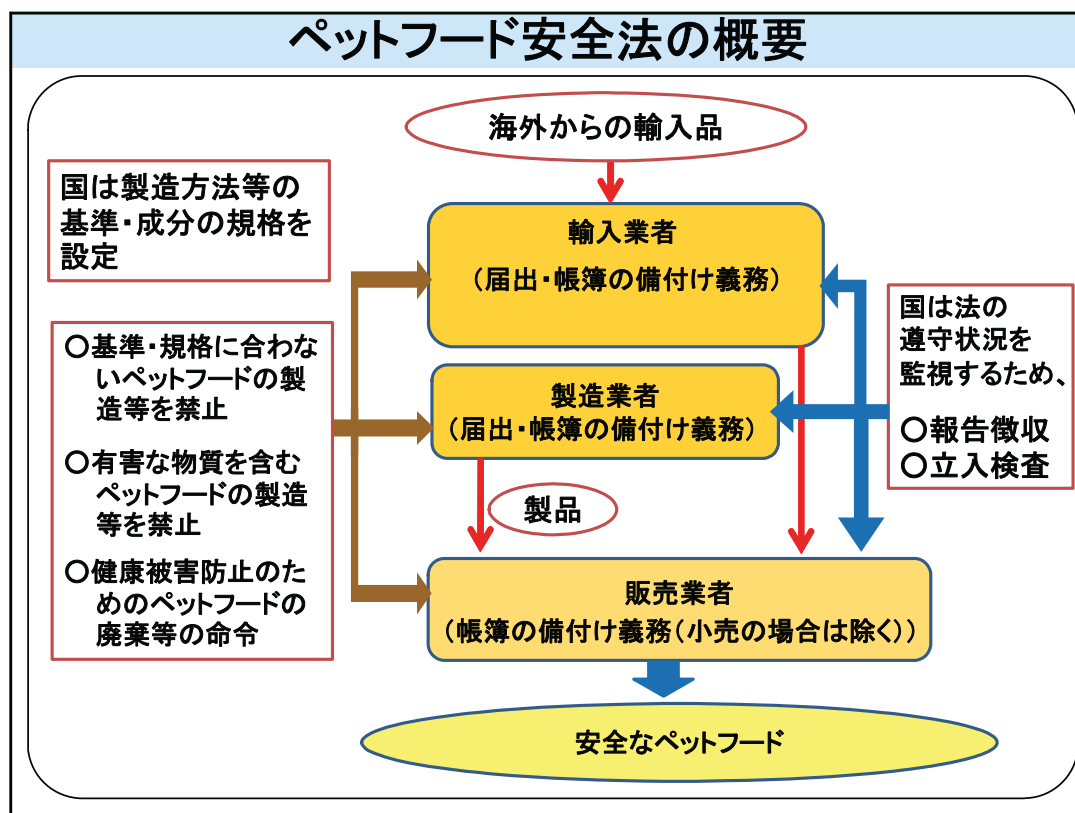
② 「ペットフードの安全に対する国民意識調査」（平成19年10月農林水産省・環境省調査）では、ペットフードの安全性を確保するために今まで以上に規制が必要なペットとして、犬（約89%）及び猫（約80%）との回答が大多数を占めていること

によるものである。

「愛がん動物用飼料」は、「愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう」と定義されており、このような目的として使用されることが明らかであれば、愛がん動物用のミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム等も、愛がん動物用飼料に含まれる。

なお、本資料では、これ以降、「愛がん動物用飼料」は「ペットフード」、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」は「ペットフード安全法」と記載する。

(3) 法律の概要



① 基準又は規格の設定及び製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、ペットフードの製造の方法等についての基準又は成分についての規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止する。

② 有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

③ ペットフードの廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 製造業者等の届出

製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

⑤ 帳簿の備付け

製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等

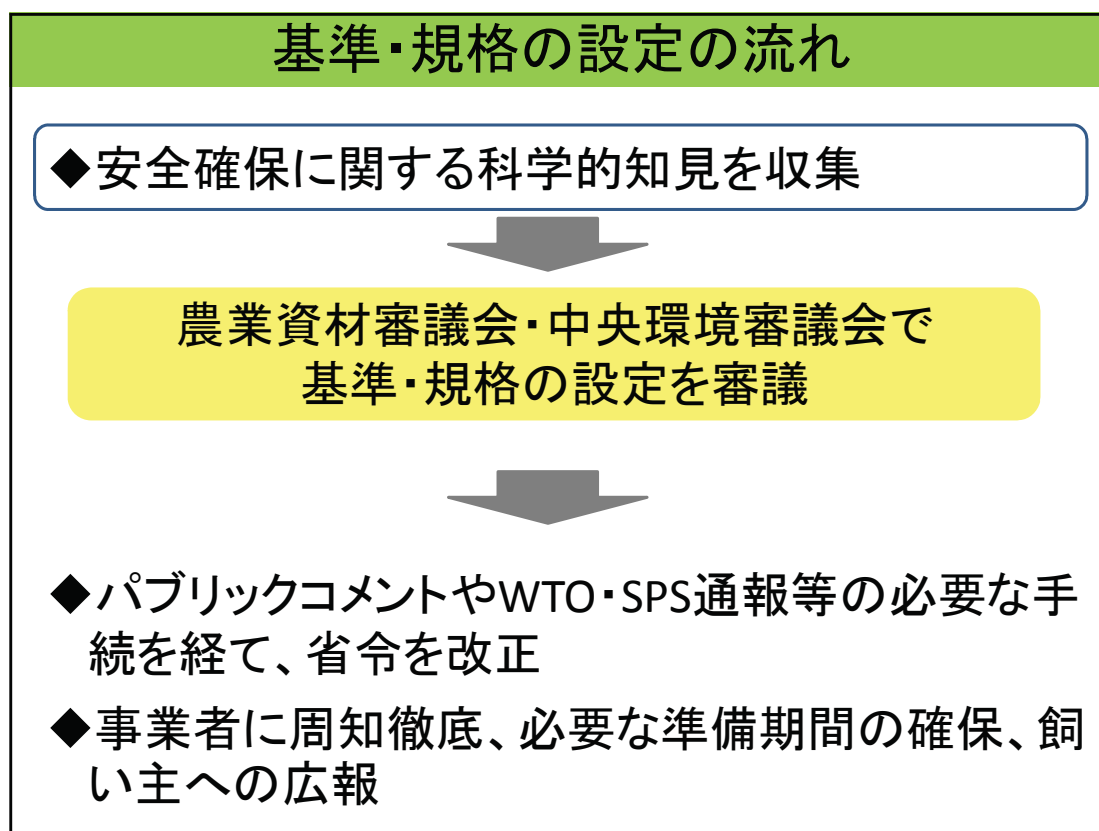
をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

⑥報告徴収、立入検査等

農林水産大臣及び環境大臣による製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について指示することができる。

3. 基準・規格の設定

ペットフード安全法第5条に基づき、ペットフードの製造の方法の基準、表示の基準及び成分の規格を定めている。基準・規格の設定の際には、科学的知見に基づき、農業資材審議会・中央環境審議会において専門家の意見を聴いた上で決定している。



(1) 基準等の設定に関する基本的な考え方

ペットフードの安全を確保するため、ペットの飼い主向けに販売され、広域流通する可能性のある犬用及び猫用ペットフードについて、科学的知見を踏まえ、製造の方法の基準、表示の基準及び成分規格を設定した。その際の基本的な考え方は次のとおり。

- ① ペットに対する健康影響要因を特定するため、次のような事項を考慮。
 - ・ ペットフードによるペットの被害事例の有無
 - ・ ペットフードに使われる原料の汚染状況
 - ・ ペットに対する健康影響の強さ
 - ・ 諸外国における規制状況
- ② 動物の生命及び健康の保護のための措置をとる場合は、科学的な原則に基づくことが国際的なルール。
- ③ 関連する科学的知見を収集し、健康に影響を与える可能性の高い要因を特定。
- ④ 安全性を損なう問題などを考慮し、次の5つのカテゴリーについて、基準・規格を設定。
 - ・ 規格を設定。
- ⑤ 製品のタイプごとに水分含量が異なるが、基準値の水分含量は、最も一般的なドライタイプの値を参考にして、10%として設定。
- ⑥ 国内の科学的データが十分でない場合は、諸外国（特に米国、EU）で設定・運用されている基準値等を参考に、暫定的な指導基準の設定等によって対応。
- ⑦ 基準・規格の設定後も、科学的知見の収集に努め、新たな知見が得られた場合は、専門家の意見を聴きながら見直しを検討。



(2) 成分規格及び製造の方法の基準

前述の基本的な考え方に基づき、調査データや科学的データ等の科学的知見を踏まえて専門家等による検討を行い、ペットの健康に影響を与える可能性の高い次の分類について成分規格及び製造の方法の基準を設定した。

【成分規格】

分類		物質等	上限値（μg/g）
添加物		エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン（BHT）・ブチルヒドロキシアニソール（BHA）	150（合計量）犬用にあつては、エトキシキン75以下
		亜硝酸ナトリウム（注）	100
農薬		クロルピリホスメチル	10
		ピリミホスメチル	2
		マラチオン	10
		メタミドホス	0.2
		グリホサート	15
汚染物質	かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
		デオキシニバレノール	2（犬用），1（猫用）
	重金属等	カドミウム	1
		鉛	3
		砒素	15
	有機塩素系化合物	BHC（α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。）	0.01
		DDT（DDD及びDDEを含む）	0.1
		アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	0.01
		エンドリン	0.01
		ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド（総和をいう。）	0.01
その他	メラミン（注）	2.5	

(注)は、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正6ヵ月後 (平成27年2月20日) から適用

【製造の方法の基準】

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

(3) 表示の基準

飼い主へ適切かつ十分な情報を提供し、品質の劣化したペットフードの使用を防止するため、また、製品の安全性に問題があったときには被害の拡大を防止し原因究明を可能とするため、以下の項目について表示を義務化した。

【表示項目】

- ① ペットフードの名称
- ② 原材料名
- ③ 賞味期限
- ④ 製造業者、輸入業者及び販売業者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 原産国名

ペットフードの表示

◆ペットフードの**名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名**について、**日本語で表示することが義務付けられています。**

＜表示例＞



②賞味期限
年月日又は年月により表示
例：2010 08

①名称
ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることでも可能

■成犬用総合栄養食
■内容量：10kg
■与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料名：穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国名：日本

■製造者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000
東京都千代田区〇〇町1-2-3

■賞味期限：袋の底に年月で印字
(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

③原材料名
原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

④原産国名
最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所
事業者名は、事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)と名称を表示

4. ペットフード安全法の周知

ペットフード安全法が十分遵守されるよう、法律の施行に先立ち、適切な周知期間を設けるとともに、説明会の開催や事業者向けマニュアル作成により、ペットフード安全法の中で事業者が遵守すべき事項について周知徹底を図った。

(1) 関係者へ周知するための期間の設定

事業者が基準・規格の適用に円滑に対応するよう適切な周知期間を設けた。成分規格及び製造の方法の基準は、安全性に関わる事項のため、その適用までの周知期間は最小限である6か月間とした。表示の基準については、パッケージの更新に時間を要するため、パブリックコメントの意見等を考慮し、1年6か月間の周知期間を設けた。

(2) 説明会の開催

ペットフード安全法の内容について周知するため、事業者及び飼い主等を対象とした説明会（全国9か所）、流通事業者を対象とした説明会（東京、名古屋、大阪）を開催した。

(3) 事業者や飼い主への周知

①事業者向けマニュアル等の作成

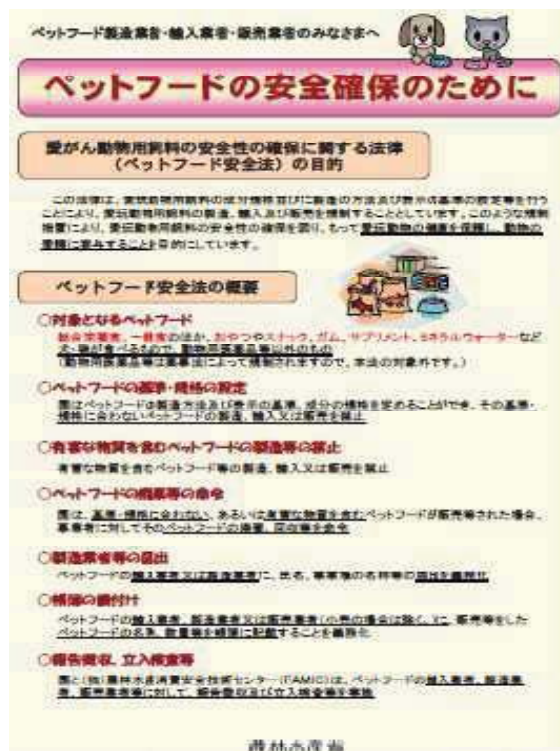
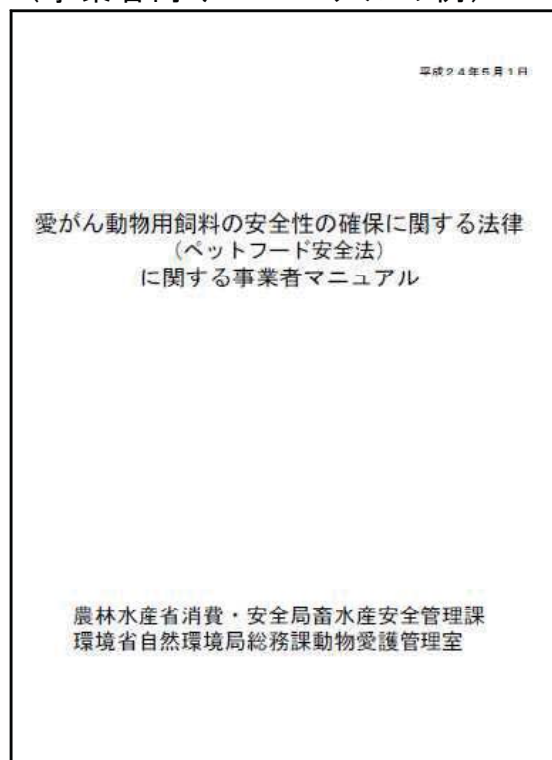
ペットフード安全法の内容について理解を深めるため、事業者の責務やペットフードの安全確保のための取組事例等をまとめた事業者向けのマニュアル、リーフレット等を作成し、ホームページに掲載した（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>）。

②飼い主向けリーフレット等の作成

ペットフード安全法の成立を受け、法律の概要を周知するとともに、適切な餌の与え方等について普及啓発するために、飼い主向けリーフレット等を作成し、ホームページに掲載した（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph.html）。

- ・ その食べ物で大丈夫？
- ・ 飼い主のためのペットフード・ガイドライン

(事業者向けマニュアルの例)

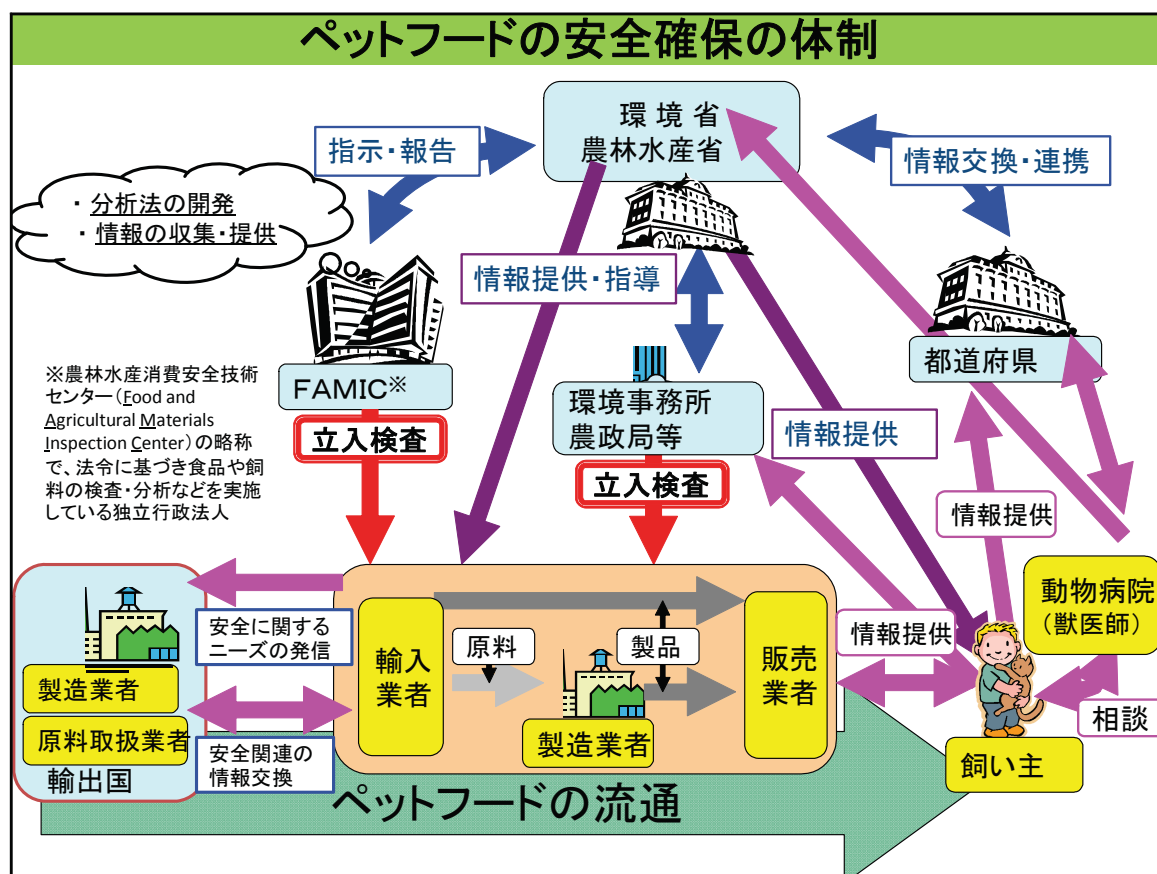


(飼い主向けリーフレットの例)



5. 指導及び立入検査

ペットフード安全法の施行に先立ち、事業者等に対し、届出、帳簿の備付けの義務、基準・規格等、事業者が遵守すべき事項についての周知を実施した。その上で、法律の遵守状況を監視し、必要に応じて指導するため事業者に対する立入検査等を実施している。



（１）製造業者等に対する指導及び立入検査

説明会、マニュアル配布等により、製造業者等の責務である届出や帳簿の備付け等について周知を図った。また、基準・規格の内容についても周知徹底を進めた。

その上で、ペットフード安全法の遵守状況の確認のため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」）及び地方農政局等が、製造業者、輸入業者、販売業者等へ立入検査を実施している。

立入検査では、帳簿の備付け状況の確認や製造の方法の基準、表示の基準の遵守状況の確認に加え、ペットフード又はその原材料を集取し、成分規格

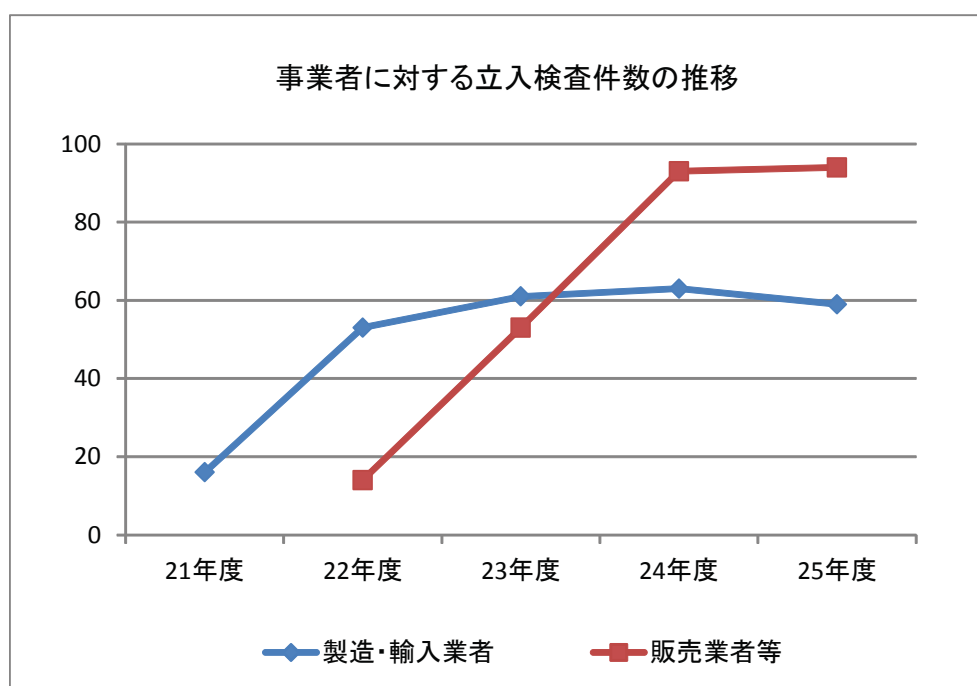
に合致していることを確認するための試験検査を行い、必要に応じて指導を行っている。

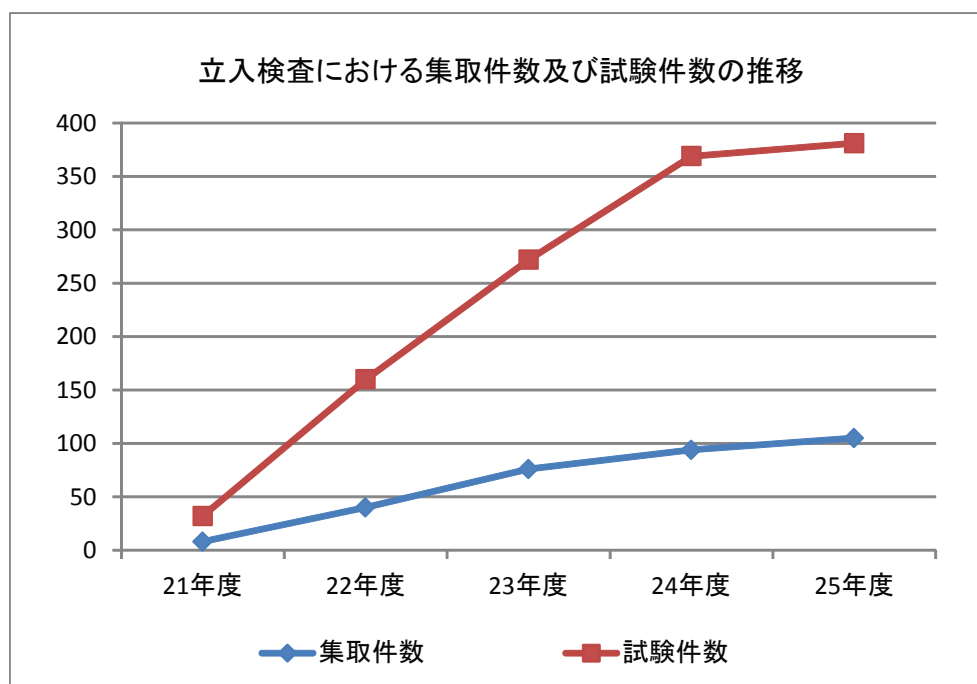
集取品の試験検査の結果については、農林水産省のホームページ及びFAMICのホームページで毎月公表している。また、FAMICのホームページでは、集取品の試験検査の結果に加えて立入検査の実施状況を公表している。

立入検査の開始後、検査体制を充実させるため地方農政局に新たに農政業務管理官を配置し、また、成分規格の追加に合わせて検査件数を増やしてきた。その結果、立入検査数等は増加し、平成25年度には年間約150件の立入検査、約380件の試験検査、約770件の表示の適合確認を実施した。

また、これまでの検査によって、大規模事業者（年間取扱量100 t 以上）に対する立入検査をほぼ一巡した。

これまでの検査の結果、表示の基準違反（原材料の欠如等）はあったものの、健康被害につながるような基準・規格に関する重大な違反はなかった。





立入検査等における集取件数、試験件数及び表示基準の適合状況の確認件数

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
集取件数	8	40	76	94	105	323
うち、違反数	0	0	0	0	0	0
試験件数	32	160	272	369	381	1214
うち、違反数	0	0	0	0	0	0
表示基準の適合状況確認件数(概数)						
立入検査	80	335	570	780	765	2530
調査	0	0	5990	5440	6410	17840
うち、違反数	0	0	0	1	13	14

(2) 小売店に対する指導及び調査

販売段階におけるペットフードの流通実態等を確認するため、地方農政局等が小売店に対して調査を実施している。調査では主に表示基準への適合確認を実施しており、表示基準への適合確認を毎年5千件以上行っており、その中で、必要に応じて事業者への指導を実施している。

(3) ペットフード公正取引協議会による取組

FAMICや地方農政局等の指導及び検査に加え、ペットフード公正取引協議会もペットフードの表示について、会員企業への周知・指導を進めてきた。

ペットフード公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、公正な競争の確保と消費者保護のため、ペットフードの表示に関する公正競争規約を定めている。

本規約の普及を図るため、ペットフード公正取引協議会、都道府県の景表法担当者、公正取引委員会及び消費者モニターが全国の量販店から年2回、約130製品を買い上げ、表示について確認及び指導を実施する「試買検査会」を実施している。

6. 安全関連情報の収集・提供

ペットフード安全法の制定後、ペットフードの安全関連情報を事業者や動物病院等から収集する体制を整備した。収集した情報を精査し、ペットフードの安全上の問題が懸念される場合にはすぐに業界団体等に緊急情報（アラート）等を発信し、ペットフードの安全性を確保する体制を整えた。

(1) 情報収集の体制

①事業者からの情報収集

一般社団法人ペットフード協会（以下「ペットフード協会」）の危害予見システムにより、会員が収集したペットフードの安全関連情報が国にも提供される体制を構築した。

また、事業者からの連絡先窓口となる地方農政局、地方環境事務所等の連絡先をリーフレット等にて周知した。

②動物病院からの情報収集

ペットフードに起因すると考えられる健康被害について、公益社団法人日本獣医師会の会員動物病院に対して、国へ事例を報告するよう依頼した。また、同会のホームページにペットフード安全法関係のコーナーを設けるとともに報告様式等を掲載している。

③飼い主からの情報収集

一般の飼い主からの連絡先窓口となる地方環境事務所等の連絡先をパンフレット等にて周知するとともに、各ブロックにおいて飼い主向けの説明・意見交換会等を開催し、飼い主からのペットフードによる健康被害等の情報収集に努めている。

【地方環境事務所等の連絡先】

★お問い合わせや相談は、お近くの地方環境事務所の窓口へ★		
北海道地方環境事務所	☎011-299-1954	〒060-0008 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎3階
釧路自然環境事務所	☎0154-32-7500	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-9 釧路地方合同庁舎4階
東北地方環境事務所	☎022-722-2870	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23
関東地方環境事務所	☎048-600-0817	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階
中部地方環境事務所	☎052-955-2139	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
長野自然環境事務所	☎026-231-6573	〒380-0846 長野県長野市基町1108 長野第一合同庁舎
近畿地方環境事務所	☎06-4792-0706	〒540-8591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル6階
中国四国地方環境事務所	☎086-223-1577	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎11F
高松事務所	☎087-811-6227	〒760-0023 香川県高松市基町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階
九州地方環境事務所	☎096-214-0339	〒862-0913 熊本県熊本市東区上1-6-22
那覇自然環境事務所	☎098-858-5824	〒900-0027 沖縄県那覇市山下町6-21 沖縄通商ビル4階

④ 海外からの情報収集

世界各国の日本大使館からの情報提供や各国政府のホームページ（米国食品医薬品局、EUのRASFF Portal（食品及び飼料に関する緊急警告システム））等から日頃の情報収集を実施している。

（２）緊急情報（アラート）等の発信

収集した情報を精査し、必要に応じて専門家の意見を聴いた上で、国内における事故を未然に防ぐための緊急情報（アラート）を事業者や都道府県等に発信している。

また、海外でのリコール情報についても事業者へ情報提供し、安全上の問題があるペットフードが輸入されないよう指導している。

7. 飼い主への普及啓発

ペットフード安全法の内容や適切なペットフードの選び方、与え方等について、パンフレット、ポスター及びDVDの作成、全国のホームセンター等で配布されるフリーペーパー及びホームページへの掲載、講演会の開催等により、飼い主への普及啓発を推進している。

(1) パンフレット



(2) ポスター



(3) DVD



(4) ホームページ

環境省のホームページにおいて、ペットフード安全法の概要、基準規格、届出手続、Q & A、パンフレット等を掲載している。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/)

(5) その他

一般の飼い主を対象として、ペットの食事と健康に関する講演会等（東京、名古屋、大阪等）を開催したほか、動物愛護週間（毎年9月20～26日）の中央行事（環境省等共催）において、ペットフード安全法に関するパンフレットを配布している。

また、全国のホームセンター等で配布されているフリーペーパーに、ペットフードの安全性等に関する記事を掲載している。

8. 事業者による自主的な取組

ペットフード安全法の施行に合わせて、事業者におけるペットフードの安全確保への気運が高まり、講習会等を通じて法律の普及に努めるとともに、次のような自主的な取組が行われている。

(1) 製造及び表示に関する自主基準等の制定

①「安全なペットフードの製造に関する実施基準」の制定

ペットフード協会は、会員各社の遵守を推進するため、関連法規、製品安全管理システム、トレーサビリティの確保等について業界の自主基準を制定した。

②ペットフード表示のための添加物便覧の発行

ペットフード協会は、ペットフードの製造に使用される添加物の名称や用途を整理し、表示される名称を統一した添加物便覧を発行した。

(2) 資格制度等の創設

①ペットフード安全管理者認定制度

関係事業者を対象にしたペットフード協会による資格認定制度で、ペットフード安全法第3条（事業者の責務）を受け、ペットフードの安全性の確保に係る知識・技術を習得することを目的としている。資格保有者は約250名。

②ペットフード販売士認定制度

販売員を対象としたペットフード協会による資格認定制度で、ペットフードの栄養、取扱い及び管理等に関する知識について、販売の際に正しい情報を提供することを目的としている。今までに約370名が認定されている。

③ ペットフード／ペットマナー検定

一般の飼い主を対象としたペットフード協会による検定試験で、ペットフードについての正しい知識、飼い主としてのマナーを身につけることを目的としている。

(3) ペットフードの表示に関する公正競争規約の普及

ペットフード公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、公正な競争の確保と消費者保護のため、ペットフードの表示に関する公正競争規約を定めている。この規約には、業界の正常な商習慣が明文化されており、公正取引委員会により認定されている。

本規約の普及を図るため、ペットフード公正取引協議会、都道府県の景表法担当者、公正取引委員会及び消費者モニターが全国の量販店から年2回、約130製品を買い上げ、表示について確認及び指導を実施する「試買検査会」を実施している。

また、ペットフードの表示に関する講習会を開催し、適切な表示の普及に努めている。

(4) 飼い主への普及啓発

ペットの正しい飼養を啓発するため、飼い主向けのパンフレット等を配布している。

9. 今後の対応方向

(1) ペットフード安全法の施行の状況について、有識者の意見を伺いながら、主に以下の項目を中心として確認した。

- ① 基準・規格の設定
- ② ペットフード安全法の周知
- ③ 事業者に対する指導及び立入検査
- ④ 安全関連情報の収集・提供
- ⑤ 飼い主への普及啓発
- ⑥ 事業者による自主的な取組の推進

(2) 基準・規格が設定され、ペットフード安全法に基づき、監視指導が行われることによって、安全がより確保されるようになるとともに、事業者の安全確保に対する意識が高まる等の効果が確認され、本法の規定を見直す必要は認められなかった。

ただし、有識者から、本法の施行に関する今後の課題として、以下のような意見が示された。

- ① ペットフード安全法はうまく機能しているが、今後も法令遵守の徹底を図る必要がある。
- ② 飼い主や事業者に対する安全関連情報の周知方法について、さらなる工夫が必要ではないか。
- ③ 特に中小事業者を対象とした説明会やホームページを利用した普及啓発活動が必要ではないか。
- ④ 今後、ペットフードでもHACCP（製造工程管理の高度化）の導入等を考えていく必要があるのではないか。

(3) これらの意見を踏まえつつ、今後はこれまでの取組を継続するとともに、以下のような対応を進めていく。

① 情報収集と必要に応じたリスク管理措置の検討

ペットフードの安全をより確保するため、ペットフードの原料の汚染状況、諸外国における規制状況を含めた科学的知見の収集を進めるとともに、公益財団法人日本獣医師会等を通じて、ペットフードによる健康被害の発生状況等について、引き続き情報収集する。なお、健康影響を与える新たなリスクが認められた場合には、基準・規格の設定も含め、適切なリスク管理措置を迅速に検討する。

② 事業者への立入検査及び事業者による自主的な取組の支援

取扱量の多い大規模事業者への立入検査はほぼ一巡した。今後も大規模事業者への立入検査を継続するが、中小事業者に対する立入検査を強化し、法の遵守状況を確認する。また、ペットフードの安全を確保するための事業者による自主的な取組を支援する。

③ 事業者へのペットフード安全法の周知徹底及びペットフードの安全関連情報の提供

小規模な事業者や業界団体に所属していない事業者に対するペットフード安全法の周知を進めるため、ブロック単位の説明会の開催等の取組を進めていく。また、ペットに対する健康被害を未然に防ぐための情報

を広く収集し、ホームページ等を用いて迅速な情報提供を実施する。

④製造工程に関するガイドラインの整備

製造業者におけるペットフードの安全をより確保するため、ペットフードの製造工程管理に関するガイドラインを整備し、事業者への周知を進めていく。

⑤飼い主への普及啓発及びペットフードの安全関連情報の提供

ペットフードの選び方、与え方を含む、適切な飼養方法等について飼い主への普及啓発を推進するため、飼い主からペットフードに関する相談を多く受けられると思われる、動物病院及び動物取扱業等の関係団体や地方自治体の動物愛護センター等を通じて、パンフレット、ポスターの配布等による情報提供を進める。さらに、ペットフードの販売店等におけるチラシの配布、関連雑誌等での情報の掲載及び動物愛護週間中央行事等の各種イベントにおける広報等を進めていく。

また、ペットフードによる健康被害の発生等のおそれがある場合には、ペットに対する健康被害を未然に防ぐため、報道発表等により迅速な情報提供を実施する。

参 考 資 料

1. 販売用愛玩動物用飼料の成分規格等
2. 愛玩動物の範囲の検討
3. リコール情報の提供
4. 有識者から頂いたご意見
5. 事業者向けリーフレット「ペットフードの安全確保のために」
6. 飼い主向けリーフレット「ペットフード安全法のあらまし」
7. 飼い主向けリーフレット「知って納得！ペットフードの表示」
8. 飼い主向けリーフレット「飼い主のためのペットフード・ガイドライン」
9. ペットフード安全管理者認定制度の概要
10. ペットフード販売士認定制度の概要

販売用愛玩動物用飼料の成分規格等

1 成分規格

分 類		物質等	上限値(μg/g)
添加物	エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA)		150(合計量)犬用にあつては、エトキシキン75以下
	亜硝酸ナトリウム(注)		100
農薬	クロルピリホスメチル		10
	ピリミホスメチル		2
	マラチオン		10
	メタミドホス		0.2
	グリホサート		15
	アフラトキシンB ₁		0.02
汚染物質	かび毒	デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
		カドミウム	1
	重金属等	鉛	3
		砒素	15
		BHC(α-BHC,β-BHC,γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。)	0.01
	有機塩素系化合物	DDT(DDD及びDDEを含む)	0.1
		アルドリン及びディルドリン(総和をいう。)	0.01
		エンドリン	0.01
		ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド(総和をいう。)	0.01
	その他	メラミン(注)	2.5

(注)は、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正6ヵ月後(平成27年2月20日)から適用

2 製造の方法の基準

分 類	物質等	基 準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

注:これ以外の事項であっても愛玩動物の健康が害されることを防止するため必要があれば、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、当該愛玩動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

3 表示の基準

- ・販売用愛玩動物用飼料の名称
- ・原材料名
- ・賞味期限
- ・製造業者、輸入業者及び販売業者の氏名又は名称及び住所
- ・原産国名

愛玩動物の範囲の検討

1. 経緯

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の「愛がん動物」については、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令により、犬及び猫が指定されている。

これは、愛玩動物用飼料の出荷量に占める種類別の割合において犬猫が大多数を占めていたこと及び国民意識調査において飼料の安全性を確保するために規制が必要なペットは犬猫であるとの回答が大多数を占めていたことによる。

一方、法制定時の審議において、「愛がん動物」の範囲を犬猫以外にも拡大することについて検討を行うこととされていたことから、法施行後の状況等について平成23年度に有識者による検討を行った。

2. 検討結果

（1）犬猫以外のペットフードに対する法規制の必要性

- 犬猫以外のペットフードは流通量も少なく、有害物質や有害微生物等の「安全性」の問題での健康被害はほとんどない
- 主にペットフードの選び方や取扱い方法が原因による健康被害や、別のペットフードへの切り替えによる体調不良が多い
- 犬猫以外の小動物については、法規制の判断材料となる科学的根拠が確認されていない
- 業界団体において表示の自主ルールを策定

以上を踏まえ、現時点では法による犬猫以外のペットフードに対する規制の必要性は低いと考えられるが、今後も継続的に情報を収集していくことが重要である。

（2）適正飼養の普及推進

ペットの健康を守るためには、飼養者がペットに関する適切な知識を有し、適切にペットフードを取り扱うことが大切なため、動物愛護管理法に基づく適正な飼養管理についての普及啓発を継続して実施していく必要がある。

リコール情報の提供

① FDAのリコール情報



② 業界宛事務連絡

事務連絡
平成

一般社団法人
ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

健康被害のリスクがある輸入ペットフードの自主回収情報
－米国・サルモネラ汚染関連・情報提供・続報－

日頃より、ペットフードの安全性の確保にご尽力いただき感謝いたします。
アメリカ食品医薬品局（FDA）の平成 付け公表による自主
回収情報をお知らせします。FDAの公表のポイントは次のとおりです。

③ 業界HPにて情報提供



- ・平成 及び 付けで当方よりお知らせした、サルモネラ汚染リスクの自主回収の対象製品、賞味期限ともに拡大
- ・なお、日本でも通信販売による取扱いがある旨、前回に続いて記載されています。

●自主回収の対象製品●

製造者： 社（米国）

対象ブランド：①
②
③
④
⑤

④ 取扱業者から消費者宛お知らせ

平成

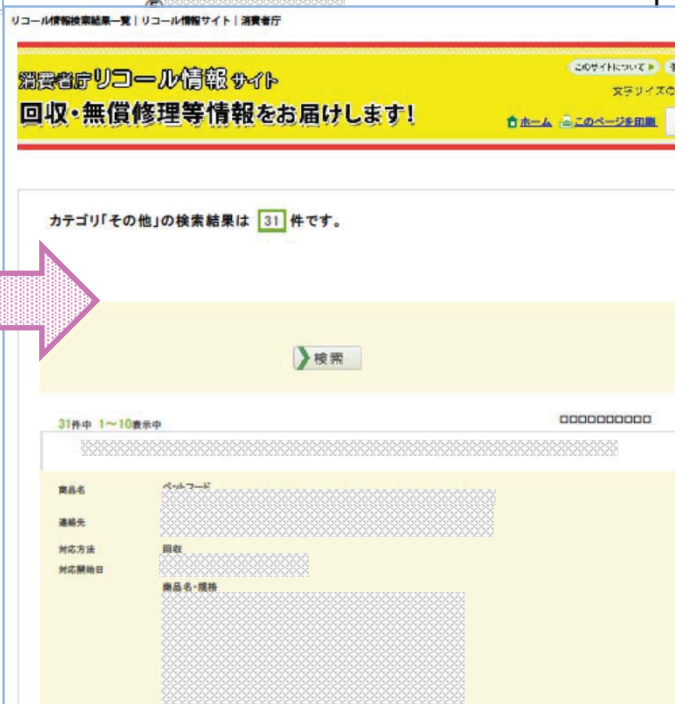
お客様各位

お詫びと自主回収のお知らせ

拝啓 早春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さてこの度、製造元のアメリカ 社より下記商品からサルモネラ菌が
検出された旨、連絡がございました。

「キャットフード 1kg」
（平成 ）

平成 現在健康被害等の報告はございませんが、 社が



有識者から頂いた主なご意見

- ・ ペットフード安全法はうまく機能しており、問題はないが、今後法令遵守の徹底を図る必要がある。

(動物病院A)

- ・ 業界内でも負担は増したが、ペットフードの安全確保に対する意識が高まった。

(製造業者A)

- ・ 飼い主は、安全が確保されたペットフードに安心感を持つようになった。

(動物病院B)

- ・ 飼い主や事業者に対する安全性情報の周知方法について、さらなる工夫が必要ではないか。

(製造業者B)

- ・ 特に中小事業者等を対象にした説明会等の普及啓発活動が必要ではないか。

(動物病院C)

- ・ 今後、ペットフードでもHACCP(製造工程管理の高度化)の導入等を考えていく必要があるのではないか。

(大学関係者)



ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

この法律は、愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛玩動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしています。このような規制措置により、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的にしています。

ペットフード安全法の概要



○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので、動物用医薬品等以外のもの
(動物用医薬品等は薬事法によって規制されますので、本法の対象外です。)

○ペットフードの基準・規格の設定

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出

ペットフードの輸入業者又は製造業者に、氏名、事業場の名称等の届出を義務化

○帳簿の備付け

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者(小売の場合は除く。)に、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載することを義務化

○報告徴収、立入検査等

国と(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

規制のポイント

届出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、それらの行為を行う前に届出が必要となります。
- ◆ 届出は、主たる事務所（本社等）が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等（一覧参照）に行ってください。
- ◆ なお、届出事項に変更を生じた場合や事業を廃止・承継した場合にも、速やかに届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 届出書（正本と写し1通ずつ、控えが必要な場合はさらに写し1通）
- 事業者が実在することを証明する書面（登記簿謄本など）



※詳細は農林水産省等のホームページに掲載しております。届出書の様式もダウンロードすることができます。

帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、2年間保存する必要があります。

帳簿の記載が必要な場合と記載事項



ペットフードを輸入した場合

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの荷姿 |
| ○輸入年月日 | ○ペットフードの製造国名、製造業者の名称、 |
| ○輸入先国名、輸入相手方の名称 | 原材料の名称 |

ペットフードを製造した場合

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○原材料の名称・数量 |
| ○製造年月日 | ○原材料の譲受けの年月日、相手方の名称 |

ペットフードを事業者の販売した場合

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ペットフードの名称・数量 | ○ペットフードの譲渡しの年月日 |
| ○相手方の名称 | ○ペットフードの荷姿 |

立入検査

- ◆ 国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対して行い、原則として無通告で実施します。
- ◆ 帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆ 製品を分析するため、集取する場合があります。

ペットフードの表示

◆ ペットフードの**名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所**について、**日本語で表示することが義務付けられています。**

<表示例>



①名称

ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることでも可能

■成犬用総合栄養食
■内容量: 10kg
■与え方: 成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分: 粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■賞味期限: 袋の底に年月で印字
(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

■原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国名: 日本

■製造者: ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-2-3

②賞味期限

年月日又は年月により表示
例: 2010 08

④原産国名

実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所

・事業者の種別(製造業者、輸入業者、販売業者、製造者、輸入者、販売者のいずれかに限ります)
・名称
・住所
を表示してください

③原材料名

原則として、使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載

ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点からは、原則、多い順に記載することが望ましいでしょう

添加物として甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤が使われている場合は、添加物名と用途名の両方の記載が必要です

例: 酸化防止剤(ミックストコフェロール)

↑ ↑
用途名 添加物名

ペットフードの表示の詳細については、こちらもご参照ください。

➤ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_law/08.html

(特に第3、3、(3)表示の基準(成分規格等省令別表の3)をご参照ください)

➤ ペットフード安全法に関するQ&A

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

➤ 販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について

http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/25_5295.html

《ペットフード安全法以外の法令確認》

ペットフード中に含まれる成分やラベルの表示などによっては、薬事法に抵触する場合があります。表示された効能効果、用法用量等から、そのペットフードが動物用医薬品等として薬事法の適用を受けるかどうかの判断については、下記ホームページに掲載している通知等をご覧ください。

◇ 農林水産省 (http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html)

◇ ペットフード公正取引協議会 (<http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html>)

ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されました。

成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分 類	物質等	上限値 (μg/g)
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α-BHC、β-BHC、γ-BHC 及びδ-BHCの合計量)
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01 (合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用は、エトキシキン75μg/g以下
	亜硝酸ナトリウム (注)	100
その他	メラミン (注)	2.5

(注)は、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正6ヵ月後(平成27年2月20日)から適用

製造方法の基準

ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

分 類	物質等	基 準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。